

官報

号外 昭和四十六年四月二十二日

第六十五回 衆議院会議録 第二十三号

昭和四十六年四月二十二日(木曜日)

議事日程 第十九号

昭和四十六年四月二十二日

午後二時開議

- 第一 船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員島村一郎君に対し、院議をもつて功勞を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

議員請暇の件

日程第一 船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(参議院送付)

午後二時四分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件
○議長(船田中君) おはかりいたします。本院議員として在職二十五年に達せられました島村一郎君に対し、先例により、院議をもつてその功勞を表彰いたしたいと存じます。表彰文は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。ここに議長の手元において起草いたしました文案があります。これを朗読いたします。議員島村一郎君は衆議院議員に当選すること十一年に及ぶに及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められたよつて衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもつてこれを表彰する。

〔拍手〕
この贈呈方は、議長において取り計らいます。この際、島村一郎君から発言を求められております。これを許します。島村一郎君。

○島村一郎君 たいだいま、私が本院在職二十五年になりましたことに対し、院議をもつて御丁寧な表彰の御決議を賜りましたことは、身に余る光榮であり、まことに感謝にたえません。(拍手)

しかも、私が地方政界における議会活動に身を挺して以来、議員生活は通算満五十年になりました。(拍手) 願ひて全く感慨無量であります。私が初めて選ばれて本院に議席を得ましたのは、戦後の廃墟と混乱のさなかであり、あらゆる分野にわたつて百八十度の變革を余儀なくされ、すべての國民が新たな自立への開拓を模索する時代でありました。

昭和二十一年、第九十回帝國議會におきまして新憲法が制定され、ここに國會を國權の最高機關と定め、唯一の立法府として、國民の福祉と人類の平和を求めめる議會制民主政治の大本が示され、國會は新しい議會政治のもとに、押し寄せる幾つかの危機を乗り越えながら、國の再建に大きな貢獻をいたしました。

一九七〇年代を迎え、政治、經濟、社會、文化など、當時のだれも予想することのできなかつたこの目ざましい躍進ぶりをまのあたりにしたとき、二十五年間の文字どおり激動の歴史が、いま、走馬灯のごとく脳裏を去來するともに、よくぞこれまでに繁榮をなし遂げたものと、國民諸賢の英知と勤勉と努力に対し、心からの敬意と感謝を惜しまないものであります。(拍手)

浅学非才の身でありながら、四分の一世紀にわたる波乱に富んだ議員生活を通じて幾ぶんなりとも國政に寄与し、今日、この榮譽ある日を迎えることができたことは、ひとえに先輩、同僚各位の御指導と、郷党の変わらぬ御支援のたまものであり、この機会に厚くお礼を申し上げる次第であります。(拍手)

國の内外は、いまなおきびしい環境のうちにあります。初心を忘れることなく、決意も新たに、國家の發展と繁榮に一身をささげる覚悟であります。この上とも一そらの御支援をお願いいたし、謝辞といたします。(拍手)

議員請暇の件

○議長(船田中君) 議員請暇の件につきおはかりいたします。

原田憲君から、四月二十九日より五月七日まで九日間、また、久保三郎君から、四月三十日より五月十六日まで十七日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、いずれも許可するに決しました。

日程第一 船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、船舶職員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

船舶職員法の一部を改正する法律案

右國會に提出する。

昭和四十六年三月二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

船舶職員法の一部を改正する法律

船舶職員法(昭和二十六年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二に次の二項を加える。

2 別表第五の上級の欄に掲げる資格について試験を受ける者がそれぞれ同表の下級の欄に掲げる資格の海技従事者であつて運輸省令で定める乗船履歴を有する者である場合には、運輸省令で定めるところにより、學術試験の全部又は一部を免除することができる。

3 甲種船舶通信士又は乙種船舶通信士の資格について試験を受ける者が乙種二等航海士又はこ

昭和四十六年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号 船舶職員法の一部を改正する法律案 水産業協同組合法の一部を改正する法律案

輪委員長福井勇君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔福井勇君登壇〕

○福井勇君 たいま議題となりました船舶職員法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、船舶の技術革新等の実情にかんがみ、船舶職員制度の改善、合理化をはかるため、第一に、一定の乗船履歴を有する海技従事者が直近上級の資格について試験を受ける場合には、学術試験の全部または一部を免除することができること、一定の資格の海技従事者が船舶通信士の資格について試験を受ける場合には、学術試験の全部を免除すること、さらに、学術試験の一部については、乗船履歴がなくとも受験できることとするにとともに、第二に、甲板部及び機関部の船舶職員配乗表のうち、近海区域を航行区域とする船舶及び遠洋区域を航行区域とする船舶にかかる総トン数区分の三千トン以上五千トンに改める等、総トン数区分の一部を改めるほか、無線部の船舶職員配乗表のうち、通信長として乙種船舶通信士を乗せ得ることができるよう船舶の範囲を拡大し、第三に、試験等の手数料の額を運輸省令で定めることができることとするものであります。

本案は、三月十一日当委員会に付託され、三月十六日橋本運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十三日、十四日及び十六日の三回にわたる質疑を行ない、十四日には参考人から意見を聞く等、慎重審議を行ないました。その詳細は会議録に譲ることいたします。

四月十六日、質疑を終了し、宇田國榮君、加藤六月君、徳安實藏君、村山達雄君の四名から、自由民主党提案にかかる旅客船以外の近海区域を航行区域とする船舶のうち、総トン数五千トン以上の国際航海に従事する船舶については、通信長の

資格を甲種船舶通信士とする旨の修正案が提出され、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案を可決し、よって、本案は多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。(拍手)

〔参照〕

船舶職員法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

船舶職員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
別表第三の改正規定中「削る」を「削り、同表平水区域又は沿海区域を航行区域とする船舶であつて旅客船以外のもの」の項中「乙種船舶通信士」を「乙種船舶通信士(近海区域を航行区域とする総トン数五千トン以上の船舶であつて国際航海に従事するものにあつては、甲種船舶通信士)」に改める。

○議長(船田中君) 採決いたしました。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第二、水産業協同組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

昭和四十六年二月十日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第四 第一項第一号又は第二号の事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、第一項第一号の事業にあつては組合員と世帯を同じくする者に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるその者、同項第二号の事業にあつては組合員と世帯を同じくする者は、これを組合員とみなす。

第二十一条第一項中「各、一個を」各一個に、「及び役員」を並びに役員及び総代に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「行」を「行なう」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合には、その組合員と世帯を同じくする者、その組合員の使用人又は他の組合員(准組合員を除く)でなければ、代理人となることのできない。

海技従事者の免許の円滑な取得を図るため海技従事者国家試験制度を合理化するとともに、最近の船舶における技術革新の進展に対応して船舶職員として船舶に乗り組ますべき海技従事者の資格を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

海技従事者の免許の円滑な取得を図るため海技従事者国家試験制度を合理化するとともに、最近の船舶における技術革新の進展に対応して船舶職員として船舶に乗り組ますべき海技従事者の資格を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運

し、かつ、總會において弁明する機会を与えなければならぬ。

第二十七條第二項第二号中「払込」を「払込み」に改め、同条に次の一項を加える。

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

第三十二條第一項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に、「行わない」を「行なわない」に改め、同項第六号中「払込」を「払込み」に改め、同項第九号中「積立」を「積立て」に改め、同項第十号中「選挙」の下に「又は選任」を加える。

第三十四條の見出し中「選挙」の下に「又は選任」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 役員は、定款の定めるところにより、組合員(准組合員を除く。)が總會(設立当時の役員は、創立總會)においてこれを選挙する。ただし、定款の定めるところにより、役員(設立当時の役員を除く。)を總會外において選挙することができる。

第三十四條第四項中「行なう」を「行なう」に改め、同項にただし書として次のように加える。

ただし、定款の定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員の定数以内であるときは、投票を省略することができる。

第三十四條第六項中「投票の多数を得た者」の下に「(第四項ただし書の規定により投票を省略した場合は、当該候補者)」を加え、同条第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 總會外において役員を選挙を行なうときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員(准組合員を除く。)が總會(設立当時の役員は、創立總會)においてこれを選挙することができる。

第三十五條第一項を次のように改める。

役員は、三年以内において定款で定め

る。

第三十五條第二項中「創立總會」の下に「合併による設立の場合は、設立委員」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第四十四條第二項中「選挙する」を「選挙し若しくは選任する」に、「選挙させる」を「選挙させ若しくは選任させる」に改める。

第四十八條第一項中「左の」を「次の」に改め、第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同項に次の一号を加える。

十 漁業権又はこれに関する物権に関する不服申立て、訴訟の提起又は和解

第五十二條第一項中「百人」を「二百人」に、「代る」を「代わる」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 総代は、組合員(准組合員を除く。)でなければならぬ。

第五十二條第三項中「但し」を「ただし」に、「二百人」を「四百人」に、「五十人」を「百人」に改め、同条第八項を削り、同条第七項中「第三十八條又は第三十九條の規定に基いて」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項を削り、同条第五項中「第二十一條第四項中」三人」とあるのは、「を」を「第二十一條第二項中」その組合員と世帯を同じくする者、その組合員の使用人又は他の組合員(准組合員を除く。）」とあるのは「他の組合員(准組合員を除く。))」と、同条第四項中「五人」とあるのは「に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 總會(次項の總會を除く。)においては、前項の規定にかかわらず、総代を選挙し、又は第五十條第二号若しくは第四号の事項について議決することができる。

8 河川において水産動物植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合の總會においては、第六項の規定にかかわらず、総代を選挙し、又は第五十條第二号の事項について議決することができる。

第五十二條第四項中「第三十四條第四項及び第五項」を「第三十四條第三項から第七項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 総代の任期は、三年以内において定款で定める。

第五十五條第一項中「行わない」を「行なわない」に、「第五十六條」を「次条」に改める。

第五十六條第二項中「出資組合にあつては」を削り、「年八分」を「年八パーセント」に、「払い込んだ出資額に」を削り、「なす」を削り、「又は」に改め、「(非出資組合にあつては、組合事業の利用者にその事業の利用分置の割合に応じて)」を削る。

第五十七條の二中「外、出資組合を」を「ほか、組合」に、「自己資本の額、余裕金の運用及び信用事業の運営に関する基準」を「事項」に改める。

第五十九條中「業種別組合」を「第十八條第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合(以下「業種別組合」という。))」に改める。

第七十條第二項中「第三十四條第七項本文」を「第三十四條第九項本文」に改める。

第八十五條第一項中「第八十六條第二項」を「次条第二項」に改め、同条第二項中「年一割」を「年十パーセント」に、「払い込んだ出資額の割合に応じてこれをし、なお剰余があるときは、」を「払い込んだ出資額の割合に応じて、又は」に改める。

第八十六條第二項中「外、第三十三條から第四十一條まで」を「ほか、第三十三條、第三十四條、第三十五條及び第九項、第三十五條から第四十一條まで」に、「及び」を「並びに」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同条第三項中「第五十九條及び第六十一條第二項中」二十人(業種別組合にあつては、十五人)」とあるのは「第五十九條中」二十人(第十八條第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合(以下「業種別組合」という。))」にあつては、第六十一條第二項中「二十人」業種別組合にあつては、十五人」とあるのは、それぞれに改め、同条第四項中「第三十四條第七項」を「第三十四條第九項」に改める。

第八十七條第一項中「左の」を「次の」に、「行なう」を「行なう」に改め、同項第一号中「會員」を「會員等(會員及び連合会を間接に構成する者で定款で定めるものをいう。以下同じ。))」に改め、事業」の下に「又は生活」を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第二号中「會員」を「會員等」に、「受入」を「受入れ」に改め、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第一号又は第二号の事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、第一項第一号の事業にあつては會員等と世帯を同じくする者に対し貯金又は定期金を担保として貸し付ける場合におけるその者、同項第二号の事業にあつては會員等と世帯を同じくする者は、これを所屬員とみなす。

第八十七條第六項中「第四項」を「前項」に改める。

第八十九條を次のように改める。

(議決権及び選挙権)

第八十九條 會員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、前条第三号及び第四号の規定による會員(以下本章において「准會員」という)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款の定めるところにより、その會員に対して、当該會員が組合である場合にあつては当該組合の組合員(准組合員を除く。)の數、当該會員が連合会である場合にあつては当該連合会を直接又は間接に構成する組合の組合員(准組合員を除く。)の數及び当該組合の当該連合会構成上の関連度に基づき、二個以

る組合(以下「業種別組合」という)にあつては、十五人」とあり、第六十一條第二項中「二十人」業種別組合にあつては、十五人」とあるのは、それぞれに改め、同条第四項中「第三十四條第七項」を「第三十四條第九項」に改める。

第八十七條第一項中「左の」を「次の」に、「行なう」を「行なう」に改め、同項第一号中「會員」を「會員等(會員及び連合会を間接に構成する者で定款で定めるものをいう。以下同じ。))」に改め、事業」の下に「又は生活」を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第二号中「會員」を「會員等」に、「受入」を「受入れ」に改め、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第一号又は第二号の事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、第一項第一号の事業にあつては會員等と世帯を同じくする者に対し貯金又は定期金を担保として貸し付ける場合におけるその者、同項第二号の事業にあつては會員等と世帯を同じくする者は、これを所屬員とみなす。

第八十七條第六項中「第四項」を「前項」に改める。

第八十九條を次のように改める。

(議決権及び選挙権)

第八十九條 會員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、前条第三号及び第四号の規定による會員(以下本章において「准會員」という)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款の定めるところにより、その會員に対して、当該會員が組合である場合にあつては当該組合の組合員(准組合員を除く。)の數、当該會員が連合会である場合にあつては当該連合会を直接又は間接に構成する組合の組合員(准組合員を除く。)の數及び当該組合の当該連合会構成上の関連度に基づき、二個以

る組合(以下「業種別組合」という)にあつては、十五人」とあり、第六十一條第二項中「二十人」業種別組合にあつては、十五人」とあるのは、それぞれに改め、同条第四項中「第三十四條第七項」を「第三十四條第九項」に改める。

第八十七條第一項中「左の」を「次の」に、「行なう」を「行なう」に改め、同項第一号中「會員」を「會員等(會員及び連合会を間接に構成する者で定款で定めるものをいう。以下同じ。))」に改め、事業」の下に「又は生活」を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第二号中「會員」を「會員等」に、「受入」を「受入れ」に改め、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第一号又は第二号の事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、第一項第一号の事業にあつては會員等と世帯を同じくする者に対し貯金又は定期金を担保として貸し付ける場合におけるその者、同項第二号の事業にあつては會員等と世帯を同じくする者は、これを所屬員とみなす。

第八十七條第六項中「第四項」を「前項」に改める。

第八十九條を次のように改める。

(議決権及び選挙権)

第八十九條 會員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、前条第三号及び第四号の規定による會員(以下本章において「准會員」という)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款の定めるところにより、その會員に対して、当該會員が組合である場合にあつては当該組合の組合員(准組合員を除く。)の數、当該會員が連合会である場合にあつては当該連合会を直接又は間接に構成する組合の組合員(准組合員を除く。)の數及び当該組合の当該連合会構成上の関連度に基づき、二個以

る組合(以下「業種別組合」という)にあつては、十五人」とあり、第六十一條第二項中「二十人」業種別組合にあつては、十五人」とあるのは、それぞれに改め、同条第四項中「第三十四條第七項」を「第三十四條第九項」に改める。

第八十七條第一項中「左の」を「次の」に、「行なう」を「行なう」に改め、同項第一号中「會員」を「會員等(會員及び連合会を間接に構成する者で定款で定めるものをいう。以下同じ。))」に改め、事業」の下に「又は生活」を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第二号中「會員」を「會員等」に、「受入」を「受入れ」に改め、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第一号又は第二号の事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、第一項第一号の事業にあつては會員等と世帯を同じくする者に対し貯金又は定期金を担保として貸し付ける場合におけるその者、同項第二号の事業にあつては會員等と世帯を同じくする者は、これを所屬員とみなす。

第八十七條第六項中「第四項」を「前項」に改める。

第八十九條を次のように改める。

(議決権及び選挙権)

第八十九條 會員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、前条第三号及び第四号の規定による會員(以下本章において「准會員」という)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款の定めるところにより、その會員に対して、当該會員が組合である場合にあつては当該組合の組合員(准組合員を除く。)の數、当該會員が連合会である場合にあつては当該連合会を直接又は間接に構成する組合の組合員(准組合員を除く。)の數及び当該組合の当該連合会構成上の関連度に基づき、二個以

る組合(以下「業種別組合」という)にあつては、十五人」とあり、第六十一條第二項中「二十人」業種別組合にあつては、十五人」とあるのは、それぞれに改め、同条第四項中「第三十四條第七項」を「第三十四條第九項」に改める。

第八十七條第一項中「左の」を「次の」に、「行なう」を「行なう」に改め、同項第一号中「會員」を「會員等(會員及び連合会を間接に構成する者で定款で定めるものをいう。以下同じ。))」に改め、事業」の下に「又は生活」を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第二号中「會員」を「會員等」に、「受入」を「受入れ」に改め、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第一号又は第二号の事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、第一項第一号の事業にあつては會員等と世帯を同じくする者に対し貯金又は定期金を担保として貸し付ける場合におけるその者、同項第二号の事業にあつては會員等と世帯を同じくする者は、これを所屬員とみなす。

第八十七條第六項中「第四項」を「前項」に改める。

第八十九條を次のように改める。

(議決権及び選挙権)

第八十九條 會員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、前条第三号及び第四号の規定による會員(以下本章において「准會員」という)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款の定めるところにより、その會員に対して、当該會員が組合である場合にあつては当該組合の組合員(准組合員を除く。)の數、当該會員が連合会である場合にあつては当該連合会を直接又は間接に構成する組合の組合員(准組合員を除く。)の數及び当該組合の当該連合会構成上の関連度に基づき、二個以

る組合(以下「業種別組合」という)にあつては、十五人」とあり、第六十一條第二項中「二十人」業種別組合にあつては、十五人」とあるのは、それぞれに改め、同条第四項中「第三十四條第七項」を「第三十四條第九項」に改める。

第八十七條第一項中「左の」を「次の」に、「行なう」を「行なう」に改め、同項第一号中「會員」を「會員等(會員及び連合会を間接に構成する者で定款で定めるものをいう。以下同じ。))」に改め、事業」の下に「又は生活」を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第二号中「會員」を「會員等」に、「受入」を「受入れ」に改め、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第一号又は第二号の事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、第一項第一号の事業にあつては會員等と世帯を同じくする者に対し貯金又は定期金を担保として貸し付ける場合におけるその者、同項第二号の事業にあつては會員等と世帯を同じくする者は、これを所屬員とみなす。

第八十七條第六項中「第四項」を「前項」に改める。

第八十九條を次のように改める。

(議決権及び選挙権)

第八十九條 會員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、前条第三号及び第四号の規定による會員(以下本章において「准會員」という)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款の定めるところにより、その會員に対して、当該會員が組合である場合にあつては当該組合の組合員(准組合員を除く。)の數、当該會員が連合会である場合にあつては当該連合会を直接又は間接に構成する組合の組合員(准組合員を除く。)の數及び当該組合の当該連合会構成上の関連度に基づき、二個以

昭和四十六年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号 水産業協同組合法の一部を改正する法律案

上の議決権及び選挙権を与えることができる。

3 会員の議決権及び選挙権の行使については、第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

第九十二条第二項中「第八十八条に規定するものの外、第十九条から第三十一条まで」を「第八十八条及び第八十九条に規定するもののほか、第十九条、第二十条及び第二十一条から第三十一条まで」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「外、第三十二条から第四十七条まで、第四十八条第二項、第三項及び」を「第三十二条、第三十三、第三十四条第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五条から第四十七条まで、第四十八条第二項及び第三項並びに」に、「第三十四条第七項」を「第三十四条第五項中「一人」とあるのは「一人(第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個)と、同条第九項に改め、」と、第五十二条第八項中「組合(内水面組合を除く。）」とあるのは「連合会」を削り、同条第四項中「外」を「ほか」に、「第六十二条第六項において準用する第二十一条第一項但書中「第八十八条第五項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。）」とあるのは「准組合員」を「第六十二条第六項中「第二十一条第一項、第四十九条第二項及び第三項」とあるのは「第四十九条第二項及び第三項、第八十九条第一項」に改め、同条第五項中「第三、十四、七項本文」を「第三、十四、九項本文」に改める。

第九十三条第一項中「第六章」を「次章」に、「左の」を「次の」に、「行」を「行な」に改め、同項第一号中「事業」の下に「又は生活を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第二号中「受入」を「受入れ」に改め、同項第三号及び第四号中「事業」の下に「又は生活を加え、同項第八号中「技術の向上及び」を「経営及び技術の向上並びに」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一

項を加える。

3 第一項第一号又は第二号の事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、第一項第一号の事業にあつては組合員と世帯を同じくする者に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるその者、同項第二号の事業にあつては組合員と世帯を同じくする者は、これを組合員とみなす。

第九十四条中「左」を「次に」に改め、同条第二号中「四十人」を「百人」に改める。
第九十六条第四項中「第五十九条及び第六十一条第二項中「二十人(業種別組合にあつては、十五人)とあるのは」を「第五十九条中「二十人(業種別組合の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類別の漁業を営む者に限る組合(以下「業種別組合」という。))にあつては、十五人)とあり、第六十一条第二項中「二十人(業種別組合にあつては、十五人)とあるのは、それぞれ」に改める。
第九十七条第一項中「左」を「次の」に、「行」を「行な」に改め、同項第一号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項第二号中「受入」を「受入れ」に改め、同項第九号中「技術の向上及び」を「経営及び技術の向上並びに」に改める。
第九十八条の次に次の一条を加える。

第九十八条の二 会員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、前条第二号の規定による会員(以下本章において「准組合員」という。)は、議決権及び選挙権を有しない。
第九十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 会員の議決権及び選挙権については、第八十九条第二項及び第三項の規定を準用する。
第九十九条第二項中「第九十八条の下に」及び第九十八条の二を加え、「外」を「ほか」に、「第二十条から第三十一条まで」を「第二十条、第二十一条から第三十一条まで」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「第三十二条から第四十七条まで、第四十八条第二項、第三項」を「第三十二条、第三十三、三

十三、三十四、三十五、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百。

第九十九条の二 会員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、前条第二項の規定による会員(以下本章において「准組合員」という。)は、議決権及び選挙権を有しない。

第九十九条の三 議員は、公布の日から起算して三月を超した日から施行する。
この法律の施行の際に設けられている総代会については、この法律の施行の際に在任する総代のすべてにつきその任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九十九条の四 議員は、公布の日から起算して三月を超した日から施行する。
この法律の施行の際に設けられている総代会については、この法律の施行の際に在任する総代のすべてにつきその任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九十九条の五 議員は、公布の日から起算して三月を超した日から施行する。
この法律の施行の際に設けられている総代会については、この法律の施行の際に在任する総代のすべてにつきその任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における漁業事情等の推移に即応して水産業協同組合の健全な発達を図るため、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の法人組合員の資格要件を緩和し、水産業協同組合の役員を選出方法を改善し、及び総代会の権限を拡大する等水産業協同組合の組織及び運営を合理化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事安倍晋太郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔安倍晋太郎君登壇〕

○安倍晋太郎君 ただいま議題になりました内閣提出、水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきましまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、近年における水産業をめぐる諸条件の変化に対処するため、水産業協同組合の組織を水産業の実態に即応するものとし、かつ、組合の管理運営が一そう活発な経済活動を行ない得るよう改めようとするもので、漁業協同組合及び水産加工業協同組合における法人の組合員資格の制限を緩和するとともに、組合員の議決権及び選挙権の行使、あるいは組合の役員を選出方法の改善並びに総代会の機能の拡充、連合会の会員の議決権等について、一會員一票制の特例を設けることなど、水産業協同組合の組織及び管理運営を合理化しようとするものであります。

農林水産委員会におきましては、去る四月十三日農林大臣から提案理由の説明を聴取するとともに、四月二十一日まで三日間にわたって慎重な審査を行ないましたところ、本案は四月二十一日多数をもって可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対しましては、数項目の附帯決議

が付されましたことを申し添え、御報告を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

文部省設置法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十六年二月四日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

文部省設置法の一部を改正する法律
文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)

の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「養護学校における教育」の下に「(特殊学級における教育を含む。)」を加える。

第八条中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 国立特殊教育総合研究所に關し、予算案の準備その他の他部局に屬しない事務を行なうこと。

第十四条中「国立教育研究所」を「国立教育研究総合研究所」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。
(国立特殊教育総合研究所)
第十八条之二 国立特殊教育総合研究所は、特殊教育に關し、主として実地的研究を総合的に行ない、並びに特殊教育関係職員に対する専門的、技術的研修を行なうとともに、あわせて特殊教育に關する研究の連絡及び促進を図る機関とする。

2 国立特殊教育総合研究所は、神奈川県に置く。

3 国立特殊教育総合研究所の内部組織は、文部省令で定める。

附則
この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。

理由
特殊教育の一層の発展と充実に資するため、文部省に国立特殊教育総合研究所を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長天野公義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔天野公義君登壇〕

文部省設置法の一部を改正する法律案 国有財産法第十三条第二項の

規定に基づき、国会の議決を求めるの件

文部省設置法の一部を改正する法律案

○天野公義君 ただいま議題となりました文部省設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、心身障害児に対する特殊教育の一その発展と充実に資するため、文部省に国立特殊教育総合研究所を新設しようとするものであります。

本案は、二月四日本委員会に付託、二月十八日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、本二十二日、質疑を終了、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(参議院送付)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、参議院送付、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国

昭和四十六年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号 国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件 朗読を省略した議長の報告

七四四

会の議決を求めるの件を議題といたします。

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

右は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年二月二十四日

参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 船田 中殿

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

次の大蔵省所管の普通財産を総理府所管の皇室用財産とするため、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める。

- 一 所在地 東京都港区高輪一丁目七〇一番一
- 二 財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	台帳価格
土地	宅地	一、四三 九・三〇平 方メートル	一七、八六、三〇 円

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長毛利松平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔毛利松平君登壇〕

○毛利松平君 ただいま議題となりました国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。御承知のとおり、宮内庁におきましては、皇族殿邸の整備を順次行なっておりますが、このたび高松宮の殿邸を建設することとし、昭和四十六年度において、その準備に着手することを予定いたしております。

本件は、これに伴いまして、現在、大蔵省所管の普通財産となっております東京都港区高輪に所在する土地を、総理府所管の皇室用財産に所管がえしよつとするものでありまして、このため、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めよつとするものであります。

本件は、参議院先議の後、本院に送付されたものでありまして、当委員会において審査の結果、本日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本件の委員長の報告は可決であります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十一分散会

出席國務大臣

- 大蔵大臣 福田 赳夫君
- 文部大臣 坂田 道太君
- 農林大臣 倉石 忠雄君
- 運輸大臣 橋本基美三郎君

○朗読を省略した議長長の報告

(法律公布奏上及び通知)

- 一、去る三月二十六日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律 (報告書及び文書受領)

- 一、去る三月二十六日、内閣を經由して郵政大臣井出 太郎君から、放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会昭和四十四年度業務報告書およびこれに対する同大臣の意見書を受領した。

- 一、去る三月三十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

書を受領した。

中小企業基本法第八條第一項の規定に基づく昭和四十五年度中小企業の動向に関する年次報告 中小企業基本法第八條第二項の規定に基づく昭和四十六年度において講じよつとする中小企業施策についての文書

- 一、去る三月三十日、内閣から次の報告書を受領した。

地方財政法第三十條の二の規定に基づく地方財政の状況報告書

- 一、去る三月三十一日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

農業基本法第六條第一項の規定に基づく昭和四十五年度農業の動向に関する年次報告

農業基本法第七條の規定に基づく昭和四十六年度において講じよつとする農業施策についての文書

- 一、去る二日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

林業基本法第九條第一項の規定に基づく昭和四十五年度林業の動向に関する年次報告

林業基本法第九條第二項の規定に基づく昭和四十六年度において講じよつとする林業施策についての文書

- 一、去る七日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

沿岸漁業等振興法第七條の規定に基づく昭和四十五年度漁業の動向に関する年次報告

沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく昭和四十六年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書

一、去る十三日、内閣を経由して土地調整委員会委員長谷口寛君から、土地調整委員会設置法第十九条の規定に基づく昭和四十五年土地調整委員会年次報告書を受領した。

(通知書受領)

一、去る三月二十九日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和四十六年度一般会計予算

昭和四十六年度特別会計予算

昭和四十六年度政府関係機関予算

一、去る三月二十九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空機の不法な奪取の防止に関する条約の締結について承認を求めめるの件

コンテナに関する通関条約の締結について承認を求めめるの件

国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の締結について承認を求めめるの件

最低賃金決定制度の創設に関する条約(第二十号)の締結について承認を求めめるの件

開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約(第百三十一号)の締結について承認を求めめるの件

承認を求めめるの件

国際労働機関の総会がその第三十二回までの会期において採択した諸条約の一部改正で条約の運用に関する報告の国際労働機関の理事会による作成に関する規定の統一を目的とするものに関する条約(第百十六号)の締結について承認を求めめるの件

一、去る三月二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律

国立学校設置法の一部を改正する法律

特殊土壌、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律

道路法等の一部を改正する法律

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律

民事訴訟費用等に関する法律

刑事訴訟費用等に関する法律

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法

地方交付税法の一部を改正する法律

卸売市場法

国有農地等の充実に関する特別措置法

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律

中小企業特恵対策臨時措置法

関税法等の一部を改正する法律

所得税法の一部を改正する法律

法人税法の一部を改正する法律

租税特別措置法の一部を改正する法律

塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

一、去る三月二十九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めめるの件

(政府委員退任)

一、去る九日、佐藤内閣総理大臣から船田議長あて、三月三十一日付をもって公安審査委員会事務局長尾添磐男及び気象庁長官吉武素二は退職し、また一日付をもって行政管理庁長官官房会計課長増淵亮夫は行政管理庁行政管理局審議官に、また二日付をもって外務省情報文化局長藤山楯一は特命全權大使にそれぞれ任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る十三日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申し出の、次の者を第六十五回国会政府委員に任命することを承認した。

行政管理庁長官官房会計課長 松井 敏夫

公安審査委員会事務局長 板井 俊雄

外務省情報文化局長 和田 力

気象庁長官 高橋浩一郎

任命すること承認した。

行政管理庁長官官房会計課長 松井 敏夫

公安審査委員会事務局長 板井 俊雄

外務省情報文化局長 和田 力

気象庁長官 高橋浩一郎

任命すること承認した。

行政管理庁長官官房会計課長 松井 敏夫

公安審査委員会事務局長 板井 俊雄

外務省情報文化局長 和田 力

気象庁長官 高橋浩一郎

任命すること承認した。

任命すること承認した。

行政管理庁長官官房会計課長 松井 敏夫

公安審査委員会事務局長 板井 俊雄

外務省情報文化局長 和田 力

気象庁長官 高橋浩一郎

(政府委員任命)

一、去る十三日、佐藤内閣総理大臣から船田議長あて、十三日議長において承認した松井敏夫外三名を同日第六十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十三日、内閣委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 鈴木 康雄君(理事伊藤惣助丸君去る十三日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る三月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

鯨岡 兵輔君

鬼木 勝利君

東中 光雄君

稲村佐近四郎君

山田 太郎君

太田 百郎君

林 百郎君

東中 光雄君

鯨岡 兵輔君

鬼木 勝利君

山田 太郎君

太田 百郎君

林 百郎君

東中 光雄君

補欠

稲村佐近四郎君

山田 太郎君

太田 百郎君

林 百郎君

鯨岡 兵輔君

鬼木 勝利君

山田 太郎君

太田 百郎君

林 百郎君

東中 光雄君

鯨岡 兵輔君

鬼木 勝利君

山田 太郎君

太田 百郎君

林 百郎君

東中 光雄君

鯨岡 兵輔君

鬼木 勝利君

山田 太郎君

太田 百郎君

林 百郎君

東中 光雄君

鯨岡 兵輔君

鬼木 勝利君

山田 太郎君

太田 百郎君

林 百郎君

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

阿部 文男君	稻村佐近四郎君
加藤 陽三君	加藤 六月君
辻 寛一君	關谷 勝利君
中山 利生君	徳安 實藏君
稻村佐近四郎君	阿部 文男君
加藤 六月君	加藤 陽三君
關谷 勝利君	辻 寛一君
中山 利生君	中山 利生君
徳安 實藏君	

辞任

補欠

青柳 盛雄君	田代 文久君
田代 文久君	青柳 盛雄君

辞任

補欠

石井 一君	辻 寛一君
鯨岡 兵輔君	中山 利生君
豊 永光君	加藤 陽三君
加藤 陽三君	豊 永光君
辻 寛一君	石井 一君
中山 利生君	鯨岡 兵輔君

運輸委員

辞任

補欠

佐藤 孝行君	長谷川 峻君
砂田 重民君	稻村佐近四郎君

中馬 辰猪君	西銘 順治君
増田甲子七君	國場 幸昌君
田代 文久君	青柳 盛雄君
稻村佐近四郎君	砂田 重民君
國場 幸昌君	増田甲子七君
西銘 順治君	中馬 辰猪君
長谷川 峻君	佐藤 孝行君
青柳 盛雄君	田代 文久君

辞任

補欠

決算委員

辞任

補欠

中村 弘海君	増田甲子七君
中山 利生君	中馬 辰猪君
中馬 辰猪君	中山 利生君
増田甲子七君	中村 弘海君

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

阿部 文男君	稻村佐近四郎君
中山 利生君	三原 朝雄君
稻村佐近四郎君	阿部 文男君
三原 朝雄君	中山 利生君

一、昨二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

辞任

補欠

中島源太郎君	塩崎 潤君
箕輪 登君	堀田 政孝君

塩崎 潤君	中島源太郎君
堀田 政孝君	箕輪 登君

辞任

補欠

中尾 栄一君	森田重次郎君
芳賀 貢君	中澤 茂一君
二見 伸明君	大野 潔君
大野 潔君	大橋 敏雄君
森田重次郎君	中尾 栄一君
中澤 茂一君	芳賀 貢君
大橋 敏雄君	二見 伸明君

辞任

補欠

相沢 武彦君	二見 伸明君
二見 伸明君	相沢 武彦君

辞任

補欠

中澤 茂一君	芳賀 貢君
芳賀 貢君	中澤 茂一君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る三月二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

産業公害対策特別委員

村上信二郎君	中島源太郎君
--------	--------

一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

稲村 利幸君	竹下 登君
梶山 静六君	稻村佐近四郎君
稻村佐近四郎君	梶山 静六君
竹下 登君	稲村 利幸君

辞任

補欠

(議案提出)
一、去る三月二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
日本放送協会昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
(条約受領)
一、去る三月二十九日、参議院から受領した条約は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件
(議案受領)
一、昨二十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法案
(条約付託)
一、去る三月二十九日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件

昭和四十六年四月二十二日 衆議院会議録第二十三号 朗読を省略した議長の報告

昭和四十六年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号 朗読を省略した議長の報告

(条約第一四号)(参議院送付)

外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る三月二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方財政法の一部を改正する法律案(華山親義君外六名提出、衆法第二〇号)

地方行政委員会 付託

日本放送協会昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 通信委員会 付託

一、去る三月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(華山親義君外六名提出、衆法第二二号)

地方行政委員会 付託

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外六名提出、衆法第二二号)

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外六名提出、衆法第二三号)

(号)

以上二件 大蔵委員会 付託

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外十三名提出、衆法第二八号)

農林水産委員会 付託

一、昨二十一日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の

施設の整備に関する特別措置法案(松永忠二君外一名提出、参法第一九号)(予)

文教委員会 付託

(議案送付)

一、去る三月二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方財政法の一部を改正する法律案(華山親義君外六名提出)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

一、去る三月二十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る三月二十六日、第六十三回国会及び第十四回国会において本院で継続審査をした次の

内閣提出案を参議院に送付した。

国有林野の活用に関する法律案

一、去る三月二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

一、去る三月二十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(華山親義君外六名提出)

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外六名提出)

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外六名提出)

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外十三名提出)

(議案通知)

一、去る三月二十六日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

(案約通知書受領)

航空機の不法な奪取の防止に関する条約の締結について承認を求めめるの件

コンテナに関する通関条約の締結について承認を求めめるの件

国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の締結について承認を求めめるの件

最低賃金決定制度の創設に関する条約(第二十六号)の締結について承認を求めめるの件

開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約(第百三十一号)の締結について承認を求めめるの件

国際労働機関の総会がその第三十二回までの会期において採択した諸条約の一部改正で条約の運用に関する報告の国際労働機関の理事会による作成に関する規定の統一を目的とするものに関する条約(第百十六号)の締結について承認を求めめるの件

(議案通知書受領)

一、去る三月二十九日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

国有農地等の売払いに関する特別措置法案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法

案

案

律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る三月二十九日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
昭和四十六年度一般会計予算
昭和四十六年度特別会計予算

昭和四十六年度政府関係機関予算
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案
下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
道路法等の一部を改正する法律案

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案
民事訴訟費用等に関する法律案

民事訴訟費用等に関する法律案
民事訴訟費用等に関する法律案
民事訴訟費用等に関する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案
中小企業特恵対策臨時措置法案

関稅定率法等の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案
租稅特別措置法の一部を改正する法律案

塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法案
一、去る三月二十九日、参議院において、第六十三

回国会及び第六十四回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

卸売市場法案
一、去る三月二十九日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
(議案撤回通知書受領)

一、去る二十日、参議院から、三月五日予備審査のため送付した次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。
児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法案(松永忠二君外一名提出)

(質問書提出)
一、去る三月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
米海軍訓練区域の指定解除と米原潜による事故の損害賠償に関する質問主意書(山原健二郎君提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
憲法記念日の祝典行事開催に関する質問主意書(門司亮君提出)

(答弁通知書受領)
一、去る二日、内閣から衆議院議員田代文久君提出第二種空港の拡張工事等に関する質問に対し、各項目に慎重な検討の必要があり、これに日時を要するため、昭和四十六年四月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る六日、内閣から衆議院議員山原健二郎君提出米海軍訓練区域の指定解除と米原潜による事故の損害賠償に関する質問に対して、調査に日時を要するため、昭和四十六年四月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

(答弁書受領)
一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員田代文久君提出第二種空港の拡張工事等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山原健二郎君提出米海軍訓練区域の指定解除と米原潜による事故の損害賠償に関する質問に対する答弁書

第二種空港の拡張工事等に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和四十六年三月二十五日

提出者 田代 文久
衆議院議長 船田 中殿

第二種空港の拡張工事等に関する質問主意書
一、函館空港は昭和四十三年四月二十三日付運輸省告示第一二二号によつて現在、滑走路の延長工事が実施されており、この工事の完成後は、航空機の着発進に必要な転移表面、進入表面、水平面における高度制限区域は当然拡大されるものと思われる。

1 この告示による「水平面における高度制限区域内」と想定されている区域内の居住者及び農耕者は、函館市当局より、転居若しくは耕作のための立入りの禁止等の申入れを受けている。しかし代替、費用の弁済、補償等の条件は一切示されていない。運輸省は同空港の設置、管理者として函館市に対し、どのような条件をもつて関係者と協議するよう求めたものか。また同市がこのような協議を申し入れた法的根拠は何か。

2 航空法第四十九条第三項、同法第五十条第一項及び同法第五十五条の二第二項にも触れる政令が未制定であるが、その理由は何か。

3 運輸省はいわゆる新空港整備計画において、地方空港等における滑走路、必要な管制組織の整備を急ぎ、ジェット機の乗入れが可能となるようにする方針といわれるが、2に述べたような行政措置の遅滞は、第二種空港のみならず空港周辺住民及び農耕者に大きな不安をつのらせている。これは、明らかに行政の怠慢である。2及びここに述べた趣旨にのつとりすみやかに政令を制定すべきではない

昭和四十六年四月二十二日 衆議院会議録第一十三号 朗読を省略した議長長の報告

か。又その内容についてはあらかじめ関係者の納得と協力を得られるような協議の手續きと、その条件等につき合意を必要とし、かつ社会的正義の原則を貫くようにすべきであると考えらるがどうか。

4 またこの場合において、

(一) 第三種空港についても適用するようにすること。

(二) 航空法第四十九条第五項及び第八項、同法第五十条第二項の規定は、運輸大臣が一方の当事者であるので、適用すべきでない。

と考へるがどうか。

5 1に述べた関係者は、「告示」しか知らされておらず、明確な区域を知る手段をもつておらないのであるが、この「告示」による測量等はすでに実施されているか。この「告示」のうち、第四、五、六、七、八、九及び一〇項について、その区域を関係者が知りうるような内容として、たとえば行政区域、地番などによつて具体的に示されたい。

また、函館市は、この予定区域を市都市計画区域に指定しているといわれるが、運輸大臣は、同市の都市計画の策定を知りつつなお、函館空港の拡張及び高度制限、立入り禁止区域の拡張を推進しようとしているのであるか。

二 大阪国際空港を離発着する航空機の騒音は、

同空港周辺に居住する住民の静穏なべき日常生活を破壊しているばかりか、ノイローゼ、聴力障害などの疾病をも誘発しており、一刻もゆるぎできない事態にたちいたつてゐる。これらの障害の除去につき直ちに必要な措置をとるべきであると考えらる。

1 政府は兵庫県伊丹市及び大阪府関係住民による同空港を利用する航空機の騒音の被害についての公害報告、被害状況の実態について、これを認めるべきであると考えらるがどうか。

2 政府は、この件に関して当然、騒音の及ぼす影響の範囲、その被害の内容と状況、これに対応する国の行なうべき施策等につき調査を行なつてゐるはずである。この調査の時期、方法、内容について公表し、また、この結果をもとにした国の行なうとする施策を明確に示されたい。

3 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律について

(一) 本法において、航空機の離発着に伴う周辺区域に及ぼす影響を考慮した航法及び騒音の防止、除去、空港利用制限等、航空運送事業者に対する発生源規制を法定しないのはいかなる理由によるものか。運輸大臣は、航空運送事業者に対する規制について、市民の平常な生業を維持すべきものにする義務を課すことは当然の措置であると

考へるがどうか。

(二) 本法において、公共用施設に対する工事等の助成、補償等を規定していることは、航空機による騒音が公共的事業の正常な業務に重大な障害があることを認めたものである。ひるがえつて、公共的施設はそもそも地域住民の共同生活のために設置されたものである。このことは、一般の市民生活自体が公共的施設に対する同等かそれ以上の被害を受けているものと認めるべきであり、航空機騒音の影響を受けるすべての区域に關し、必要な措置をとるべきことは当然のことであると考えらるがどうか。

(三) 本法において、第一に国は、空港の設置、管理者としての自らの義務において、第二に航空運送事業者は事業責任において、それぞれ、市民生活の環境の保全のための万全の措置をとるべきことを明確に規定すべきであると考えらる。よつて、本法制定の「補償的」観点を抜本的に改め、環境保全義務を規定した法規とすべきであると考へるがどうか。

三 消防活動のための自動車の検査について

1 去る二月二日、北九州市門司消防署所属の通称六号車、車両番号北九8た518の消防車が緊急出動の際、横転により殉職者一名を含む災害事故が発生した。この事故の原因は何であつたか。またこの事故報告において、

事故発生当時の実際の車両重量及び総重量はそれぞれ何キログラムであつたとされているか。

2 消防自動車の検査において、車両重量及び総重量の認定はどのような基準で行なわれているか。

この場合、消防活動に出動する際のとおり載すべき防災器材、用具、車両自体の燃料及び消防士の完全装備による定員の策定など、厳密な、実際における場合と同様の状態における検査を必要とするのは当然であり、実際の出動において、過積載とならないような重量指定を行なうことが必要であると考えらるがどうか。また、定員重量において、消防士一名につき五十五キログラムと認定する根拠はあるか。出動の際の完全装備による加重量とすべきではないか。

3 次の車両は、出動の際の積載量が定量を著しく超過しており、運転の際、ハンドルの「うき」がみられるなど運転の安全が期し難い例がしばしばみられるといわれている。車両の重量負荷能力と、実際の出動の際の重量などについて再検査を行ない、適正な認定重量を指定すべきではないか。

北九州市小倉消防署所属の通称四号車、車両番号北九8た76。同五号車、車両番号北九8た189。同八号車、車両番号北九8た304。同市八幡消防署所属の通称一

号車、車両番号北九八た5175。同十一号車、車両番号北九八た303。同十五号車、車両番号北九八た246。同市戸畑消防署所属の通称一号車、車両番号北九八た284。同市門司消防署所属の通称六号車、車両番号北九八た518。右質問する。

昭和四十六年四月十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員田代文久君提出第二種空港の拡張工事等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田代文久君提出第二種空港の拡張工事等に関する質問に対する答弁書

一 政府が函館市に対し、質問主意書記載の協議を求めた事実はない。なお、政府においては、今後、同市の協力を得て、障害物件の除去について関係者と協議を進める予定である。

二 航空法第四十九条第三項又は第五十条第一項の規定を適用する事例が存しなかつたため、これらの規定に基づく政令は制定に至っていないものである。

三 右政令の制定については、現在準備を進めており、その内容については、もとより合理的かつ適切なものとするよう検討中である。

4 (一) 右政令は、第三種空港についても、当然適用されるものとして検討している。

(二) 航空法第四十九条第五項(第五十条第三項により準用する場合を含む。)の規定に基づく裁定は、運輸大臣が航空法の適正な運用について責任を有する行政官庁としての立場で行なうものであるから、運輸大臣が設置する飛行場についても、同規定は当然適用されるものである。

5 昭和四十三年四月二十三日付運輸省告示第百二十一号は、制限表面の設定について所要の調査を実施した後、行なわれたものである。また、制限表面の投影面は、直線又は円により表わされるものであり、これを正確に表示する方法としては、現在用いているような図示による方法が適切であると考える。

なお、函館市の都市計画は、右告示後策定されたものであり、空港整備計画と十分調整がとられているものと考ええる。

二一 大阪国際空港周辺の地方公共団体及び住民によつて行なわれた航空機騒音調査の結果には、政府としても関心を持つているが、その内容については科学的、医学的観点から検討を要するものと考ええる。

2 政府は、昭和四十年から航空機騒音の実態調査を実施し、その調査結果を検討のうえ、昭和四十二年に「公共用飛行場周辺にお

ける航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(以下「航空機騒音防止法」という。)を制定した。

その後、昭和四十四年度から大阪国際空港周辺における航空機騒音の影響を継続して調査するとともに、B滑走路完成後の航空機騒音の実態の変化について、昭和四十五年三月から昭和四十六年三月までの間、調査を行なっている。これらの結果がまとも次第、騒音対策との関連を検討するとともに、何らかの形でこれを公表したいと考えている。

3 (一) 航空機騒音をその音源において軽減するための研究は、世界的にも真剣に取り組まれているが、現在の技術水準ではなお幾多の障害があり、音源における騒音の大幅な軽減はきわめて困難であるとされている。

従つて、現段階においては、航空機の航行の安全性と航空輸送の公共性とを勘案し、たうえて、特定飛行場の設置者及び使用者の騒音障害防止の責務を法定するとともに、時間帯別の騒音強度の制限、飛行方法、経路の指定等の行政指導を行なう等可能な限りの措置を講じている。

(二) 政府は「航空機騒音防止法」に基づき、特定飛行場周辺の特に静穏を必要とする公共性の高い教育施設、医療施設等についてはその防音工事に対し助成を行なうとともに

に、周辺的一般住民については共同利用施設の整備に対する助成、移転の補償等を実施することにより騒音による障害の防止軽減を図っている。

(三) 「航空機騒音防止法」は、特定飛行場周辺における騒音障害の防止軽減のための助成措置及び補償措置を講ずるとともに、航行方法の規制並びに飛行場の設置者及び使用者の責務を明定して可能な限り騒音を抑制する措置を講じている。

三二 消防自動車は、関係者の一部が入院中であり取調べ不適當等により引続き調査中であるが、現段階では、走行スピード(制限速度四十キロメートル毎時のところ、七十キロメートル毎時ぐらいで走行)との対比においての運転者のハンドル及びブレーキ操作の不適當による事故と推定される。

なお、事故車については、事故後地元陸運事務所係官による調査を行なつたが、車両構造上異常は認められなかつた。

また、事故発生当時の車両については、車両の重量は、おおむね二、七八〇キログラム、乗車人員を含めた車両の全重量は、おおむね三、一〇〇キログラムと推定される。

2 消防自動車の検査のときは、消防活動に必要な器材をとり載した状態で提示されることとなつており、この状態で重量を測定し、こ

れを車両重量としている。さらに、この車両重量に乗員一名につき五十五キログラムを乗じて得た重量を加えたものを車両総重量としている。

なお、乗員の重量の五十五キログラムは、成人男女の体重を考慮して法定されている。また、すべての車種に共通したものであり、消防士の標準装備の重量を約五キログラム、乗車人員八名としても、これによる重量の増加は約四十キログラムであり、自動車等の安定性に影響があるとは考えられない。

3 ご指摘の消防自動車について、現在の出勤状態において事故を除き重量測定を実施したところ、最大二七〇キログラム増加しているものが認められた。これは新規検査時において一部装備品が未とう載であったためであるが、この場合においても、自動車の安定性を示す前輪荷重割合及び最大安定傾斜角度は、いずれも保安基準の規定を満足している。右答弁する。

米海軍訓練区域の指定解除と米原潜による事故の損害賠償に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和四十六年三月三十日

提出者 山原健二郎

衆議院議長 船田 中殿

米海軍訓練区域の指定解除と米原潜による事故の損害賠償に関する質問主意書

私が、去る三月十八日、衆議院科学技術振興対策特別委員会で、原子力損害の賠償に関する法律の一部改正案について質疑を行なった際、日本の海域に米海軍の指定演習区域が、土佐湾をはじめ日本全土をとりまく十三箇所があり、そのうち土佐湾・相模湾が米原潜の指定演習区域になつてゐること、また、原潜の演習及び運航の通告なしに、隠密裡に行なわれることが明らかになつた。これは日本国民の平和と中立の願いを踏みにじり、その安全を脅かすものであり、その海域をおもな漁場としている漁民・県民ばかりでなく、全国民に大きな衝撃を与えている。

しかも、科学技術振興対策特別委員会における審議のなかで、米原潜による大規模な事故による損害賠償について、わが国の法律による保証は全くなく、米国に賠償させるといふ政府の明確な方針がないことが明らかになつた。このことを知つた漁民は激しい怒りとともに指定区域の解除と損害賠償制度の確立を政府に強く要求している。

私は、米海軍訓練区域の指定解除と損害賠償に關して、以下質問するので、明確に答弁されたい。

- 一 去る三月十一日及び三月十八日における科学技術振興対策特別委員会で、米原潜による大規模事故の場合には、被害者は、直接米国の政府機関に請求し、または裁判所に提訴することにより、米国の公船法、海事請求解決権法、外国請求法に基づく米国における裁判によるか、外交交渉をまつ以外にはなく、賠償はいつさい米国の意思による以外にないことが明らかにされた。

米原潜による損害賠償は、すべて米国が責任を負うべきものであるが、これを行なわせるには、その全額を米国に支払わせるといふ日本政府の確固たる方針がなければならぬと考える。米国に損害賠償を義務づける協定などをつくる考えはあるか。

二 米国に事故の損害賠償を正当に履行させるためには、原潜による事故が発生した場合の責任の所在、事故の原因、損害の規模を明らかにしなければならず、日本政府の権限において、事故を引き起こした米原潜をも調査・検証する必要があると考える。

政府は米原潜を調査・検証するためのどのような措置をとる考えであるか。

三 土佐湾潜水艦訓練区域は高知県室戸岬と足摺岬を結ぶ線の北側全海域となつてゐる。この海域には、かつお・まぐろ・めじか・さば・さんまなどの漁場が全域にわたつて存在し、約四千百隻の小型一本釣り漁船、はえなわ漁船などが操業している。さらに、大型の遠洋かつお・まぐろ漁船約百七十隻がインド洋などの漁場に向かう航路でもあり、しかも、演習中の事故発生のはきわめて大きいものがある。沿岸漁業の総水揚げ高は、年間約七十億円をこえる日本有数の漁場であり、高知県漁民約五万人の生活の基盤として、高知県民の大きな財源として、また日本国民の食料源として、重要な役割をになつてゐる。以上の現状に照らせば、高知県漁民の訓練区域指定解除の要求はだれも否定できない正当なものである。

政府は、漁場と漁民の生活を被害から守るために米海軍の潜水艦訓練区域の指定解除を米国に要求すべきであると考えらるがどうか。また、水産行政につき責任をもつ、農林大臣の所信をおききたい。

四 このことは、単に土佐湾に限られるものではなく、日本全土をとりまく十三箇所の米海軍訓練区域についても大小にかかわらず同様の問題があることは明らかである。

これらの指定区域における米海軍の演習を直ちに中止させ、更に訓練区域の指定解除のための調査・交渉を行なうべきであると考えらるが、政府はどのような方針をもつてゐるか。右質問する。

昭和四十六年四月十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作
衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員山原健二郎君提出米海軍訓練区域の指定解除と米原潜による事故の損害賠償に関する

る質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山原健二郎君提出米海軍訓練区域の指定解除と米原潜による事故の損害賠償に関する質問に対する答弁書

- 一 米国の原子力潜水艦による損害で地位協定第十八条によつて処理されないものについては、米国は、国際法上発生する国家責任を負うこととなり、かかる場合の外交交渉は、米国にこの責任の履行を求めるものである。また、米国としてもかかる外交交渉によつて処理をはかる用意があることは、すでに明らかにされているとおりである。政府としては、右のような外交交渉を行なう場合には、被害者の保護に欠けることのないよう最大の努力を払う所存である。
- 二 万一米国の原子力潜水艦が事故を起こした場合には、政府としては、損害の実態を把握するため、その時の状況に照らして、必要かつ可能なあらゆる措置をとる考である。
- 三、四 潜水艦行動区域については、漁業に対する制限は何ら付されていない。これを海軍訓練区域表に含めて告示したのは、潜水艦の行動区域を周知徹底させることがその区域を航行する船舶のため必要と考えられたからである。

海上演習場については、その区域の画定、公示等必要な措置をとることによつて船舶航行の安全をはかつているものであり、また、右の海上演習が漁業に損失を与える場合は、政府とし

て適正な補償措置を講じている。

なお、政府としては、従来からこれら区域の整理に努めてきたところであり、現に平和条約発効時の十九箇所から現在の十三箇所に減少している次第である。右答弁する。

船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

- 一 議案の要旨及び目的
本案は、船舶の技術革新等の実情にかんがみ、船舶職員制度の合理化をはかるため、海技従事者国家試験制度及び船舶職員の配乗について改善、合理化しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。
(一) 運輸省令で定める乗船履歴を有する海技従事者が直近上級の資格について試験を受ける場合には、運輸省令で定めるところにより、學術試験の全部又は一部を免除できることとする。
(二) 一定の資格の海技従事者が船舶通信士の資格について試験を受ける場合には、學術試験を免除すること。
(三) 學術試験の一部については、乗船履歴がなくても受験できることとする。
(四) 甲板部及び機関部の職員の配乗表に規定する船舶の総トン数区分中、三千トンを五千ト

ンに、千五百トンを三千トンに改めること。

(四) 無線部の職員の配乗表に規定する乙種船舶通信士を通信長として乗り組ませることができ、船舶の範囲を近海区域第一区から近海区域全区に拡大すること。

(五) 実費を勘案して運輸省令で試験等の手数料の額を定めることができることとする。
二 議案の修正議決理由

本案は、船舶の技術革新等の実情にかんがみ、おおむね妥当な措置と認められるが、旅客船以外の近海区域を航行区域とする船舶のうち、総トン数五千トン以上の国際航海に従事する船舶については、通信長の資格を甲種船舶通信士とすることを適当と認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十六年四月十六日

運輸委員長 福井 勇

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

別表第三中「又は沿海区域」を「沿海区域又は近海区域」に改め、「近海区域又は」及び「近海区域第一区を航行区域とする船舶及び」を削る。同表水域又は沿海区域を航行区域とする船舶であつて旅客船以外のもの中乙種船舶通信士を乙種船舶通信士(近海区域を航行区域とする船舶)と改め、甲種船舶通信士に改める。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、水産業協同組合の組織を水産業の実態に即応するものとし、かつ、組合の運営が一層活発な経済活動を行ないうるように生産業協同組合の組織と管理運営に関する制度を改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- (一) 漁業協同組合における法人の組合員資格の制限緩和
(1) 法人の正組合員資格要件のうち、使用する漁船の合計総トン数の上限を「三百トン以下」から「千五百トン以下」に引き上げる。
(2) 法人の准組合員資格要件のうち、使用する漁船の合計総トン数の上限を「千トン(業種別漁業協同組合にあつては二千トン)以下」から一律に「三千トン以下」に引き上げる。
- (二) 漁業協同組合の管理運営の円滑化
(1) 正組合員の議決権および選挙権の行使について、代理人が代理しうる正組合員の数を「二人まで、ただし正組合員の総数が千人をこえる組合は、三人まで」を一律に「四人まで」とする。
(2) 役員を選出方法は、総会における選挙に限られているのを、定款で定める場合は

昭和四十六年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号 議案に関する報告書

次のように広げる。

- イ 總會外においても選挙することができ
- ロ 役員候補者が選挙すべき役員の数以内であるときは、投票を省略することができる。

ハ 總會において選任することができる。總會の機能の拡充等

イ 總會を設けることができる組合の正組合員の総数を「百人以上」から「二百人以上」に引き上げる。

ロ 總會は、總會の選挙、組合の解散又は合併、漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更以外の事項はすべて議決または選挙できるようその権限を拡大する。

ハ 總會を設けた組合は、通常總會開催の義務を免除する。

イ 漁業協同組合連合会の会員の議決権および選挙権について、一會員一票制に対する特例を設けることができることとする。

四 水産加工業協同組合における法人の正組合員資格の制限緩和等

(1) 法人の正組合員資格要件のうち、常時使用する従業者の数を「四十人以下」から「百人以下」に引き上げる。

(2) 組合の行なう事業は、組合員の事業に必要なものに限られているが、これを組合員の生活に必要な資金の貸付け、物資の供給若しくは共同利用施設についても行なうことができることとする。

二 議案の可決理由
 本案は、水産業協同組合の健全な発達を図るため、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の法人組合員の資格要件を緩和し、水産業協同組合の役員を選出方法を改善し、及び總會の権限を拡大すること等により水産業協同組合の組織及び運営の合理化を図ろうとするものである。

り、適当な措置であると認め、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十六年四月二十一日
 農林水産委員長 草野一郎平
 衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕
 水産業協同組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
 日本漁業をめぐる内外の諸情勢が年々ともに厳しさを加えるなかで、わが国水産業の振興と漁業者及び水産加工業者の経済的社会的地位の向上を図るためには、今後水産業協同組合の果たすべき役割はますます重要である。

よつて、政府は、水産業の発展に即応しうるよう、漁業協同組合の合併の促進等による整備、水産加工業者に対する指導助成等その育成強化に努め、沿岸漁業者、中小漁業者及び水産加工業者の組織のあり方についてさらに検討を加えることとはもとより、本法の施行にあつては、協同組合原則にのっとり組合の健全な管理運営が確保されるよう特に左記事項に留意すべきである。

一 漁協における法人の組合員資格要件が緩和され、あるいは總會の権限が拡大すること等に伴い、沿岸漁民の漁場利用に不安を生ぜしめないうよう配慮するとともに、漁協の規模等の現状から總會制度を採用するにあつては慎重を期し、全組合員の意思が十分反映されるよう指導すること。

二 連合会の一(會員)一票制に対する特例の運用にあつては、連合会の民主的な管理運営を誤らないよう適正を期すること。

三 漁協における法人の組合員資格要件を緩和したことに伴い、他の水産関係法令との調整を早急を図るとともに中小漁業振興特別措置法、農林漁業金融公庫法等における適用対象となる中小漁業者の範囲の拡大を図ること。

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
 議案の要旨及び目的
 本案は、心身に障害をもつ児童生徒に対する

特殊教育に関し、主として実際の研究を医学、心理学、教育学、工学等の立場から総合的に行なうとともに、特殊教育関係職員に対する専門的、技術的研究を行ない、あわせて特殊教育に関する研究の連絡及び促進を図るため、文部省の所轄機関として国立特殊教育総合研究所を神奈川県に新設しようとするものである。

なお、施行期日は、昭和四十六年十月一日としてい

二 議案の可決理由
 本案は、心身に障害をもつ児童生徒に対する特殊教育の質的充実を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
 本案施行に要する経費として、約三千七百六十四万円が、昭和四十六年度一般会計予算に計上されている。

昭和四十六年四月二十二日
 内閣委員長 天野 公義
 衆議院議長 船田 中殿

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるとする案件(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
 本件は、高松宮の殿邸を建設するための敷地として、次の大蔵省所管の普通財産を総理府(宮内庁)所管の皇室用財産に所管換することについて、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めようとするものである。

(一) 所在地 東京都港区高輪一丁目七〇一番一

(二) 財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	合帳価格
土地	宅地	九・一三〇平方メートル	一七、八六、三三〇円

二 本件の可決理由
 昭和四十三年十二月に開催された皇室経済に關する懇談会で了承された「皇族殿邸を逐次国

費で整備する」旨の方針に基づき、高松宮の殿邸を建設するための敷地として、大蔵省所管の普通財産を総理府所管の皇室用財産に所管換することは、時宜を得た適切な措置であると認め、本件は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十六年四月二十二日
 大蔵委員長 毛利 松平
 衆議院議長 船田 中殿

衆議院會議録第十九号中正誤

ペシ 段行 誤
 五〇 〇 四末三
 五〇 一 六 問題
 五〇 二 末三
 五〇 三 末三
 五〇 四 二末二 健康管理 健康管理
 五〇 五 二 徵收 徵收
 五〇 上 五 保護 保護

衆議院會議録第二十号中正誤

ペシ 段行 誤
 五〇 三 末三 採決 採決

衆議院會議録第二十一号(中正誤)

ペシ 段行 誤
 七〇 三 〇 時宜 時宜
 七〇 三 末 塩業の 塩の
 七〇 四 末七 港務局 港務局

衆議院會議録第二十二号中正誤

ペシ 段行 誤
 七三 三 三五 農業漁業 農林漁業
 七三 三 三七 法律案を 法律案の両案を

定価 一部四十円
 (送料別)

發行所 東京都港区赤坂三番地 郵便番号一〇七七
 大蔵省印刷局
 電話 東京 五八二 四四二一(大代)

明治二十五年三月三十一日
 第三種郵便物認可